岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の改正内容

１　条例改正の目的

・浄化槽保守点検業者を軸に浄化槽管理者、清掃業者及び指定検査機関との連携を強化するとともに、無登録業者等の浄化槽保守点検業者への指導を強化します。

・上記を実施することにより、生活排水対策をより一層推進し、公共用水域の更なる水質改善を目指します。

２　条例見直しの内容

1. 役員の黒幕規定を追加（条例第３条）

・業務を執行する社員、取締役これらに準ずる者だけでなく、執行役や相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含むように改正しました。

1. 浄化槽管理士の要件追加（条例第９条）

・営業所ごとに置く浄化槽管理士は、以下の条件を共に満たさなければなりません。

①　当該浄化槽保守点検業者の専属であること。

②　当該営業所の専任であること。

1. 浄化槽管理士に対する研修の機会を義務化（条例第９条の２）

・浄化槽保守点検業者は、その営業所に置く浄化槽管理士に対し、浄化槽の保守点検に関する知識及び技能の向上を図るための研修の機会を与えることを義務化しました。

・浄化槽保守点検業者は、所属する浄化槽管理士に対して、環境省が示した内容を満たす研修会を登録の有効期間ごとに１回以上受講させるように努めることを規定しました。

1. 浄化槽保守点検業者から関係者への通知・連絡を義務化（条例第10条）

・浄化槽保守点検業者から浄化槽管理者に対して、清掃の実施時期及び法定検査の受検時期に係る通知の義務化並びに通知様式を規定しました。

・浄化槽保守点検業者から清掃業者に対して清掃の実施時期の連絡を義務化しました。

1. 浄化槽保守点検業務の再委託の禁止（条例第10条、条例規則第９条）

・受託した浄化槽保守点検業務を他人に再委託することを原則禁止しました。

　・以下の条件を満たす場合は、再委託は可能です。なお、再々委託はいかなる場合も禁止です。

　①浄化槽の管理者が承諾していること

　②委託を受ける浄化槽保守点検業者に対し、当該委託をする浄化槽保守点検業者が過去３年間に行った当該浄化槽の保守点検の結果の写しを送付すること。

1. 無登録業者への指導強化（条例第14条）

・無登録業者に対し、報告徴収及び立入検査をできることを新たに規定しました。

1. 浄化槽保守点検業者への指導強化（条例第14条）

・条例を施行するため特に必要があると認めるときに実施する立入検査について、営業所、若しくは事務所だけでなく、その他の場所（ex.社用車）を追加しました。

３　施行日

　令和３年４月１日

４　その他

・令和２年４月１日に施行された愛知県条例と同様の内容です（優良保守点検業者認定制度のみ除いています）。

・更新登録申請書、変更届出書の様式に変更がありますので、令和３年４月１日以降は、市ホームページに掲載されている新しい様式で提出してください。